
規 則

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

高知県知事 瀧田 省司

高知県規則第76号

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

営業許可申請書

食品衛生法第52条第1項の規定により営業の許可を受けたいので、食品衛生法施行規則第67条第1項又は第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

新規又は継続の別		新規（ 事業譲渡以外 ・ 事業譲渡 ） ・ 継続	
営業所の所在地		電話番号	
営業所の名称、屋号又は商号			
営業設備の概要		別紙のとおり	
生食用食肉の取扱いの有無		有（ 加工 ・ 調理 ） ・ 無	
認定生食用食肉取扱者	フリガナ 氏名		
	生年月日	年 月 日	
	登録番号	第 号	
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
申請者の 欠格事由	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。		
	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。		
事業譲渡をした者の署名			

(裏面)

- 注 1 「新規又は継続の別」欄は、新たな営業の許可の申請の場合は「新規」を、引き続いての同一の営業の許可の申請の場合は「継続」を○で囲んでください。また、新規については、括弧内の該当するものを○で囲んでください。
- 2 「営業所の名称、屋号又は商号」欄は、フリガナを付けてください。
- 3 「営業設備の概要」欄は、新規の場合にのみ別紙に記載して添えてください。
- 4 「生食用食肉の取扱いの有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「許可番号及び許可年月日」欄は、新規（事業譲渡）の場合は事業譲渡を受けた営業に係る許可について、継続の場合は現に受けている許可について記入してください。
- 6 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入し、新規（事業譲渡）又は継続の場合は、高知県食品衛生法施行細則別表に規定する細分業種名を併せて記入してください。
- 7 「備考」欄は、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等を記入してください。
- 8 「申請者の欠格事由」欄は、申請者が法人の場合は、その業務を行う役員の全てについての該当の有無を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記入し、当該事実があるときはその内容を記入してください。
- 9 「事業譲渡をした者の署名」欄は、申請者が事業譲渡を受けた方に署名してもらってください。ただし、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添える場合は、署名してもらう必要はありません。
- 10 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 新規（事業譲渡以外）の場合
- ア 営業所から半径200メートル以内における地物の状況を明らかにした図面
- イ 営業設備の配置平面図及び構造を記載した図面
- ウ 構造及び設備の仕様書
- エ アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類
- (ア) 法人の場合は、登記事項証明書
- (イ) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、生食用食肉の加工又は調理を行う場所の平面図及び生食用食肉の加工を行う施設において、生食用食肉の加熱殺菌を行うため、肉塊の表面から1センチメートル以上の部分までを摂氏60度で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌方法を行うことができることを証する書類
- (ウ) 製造業の場合は、使用する器具及び機械の種類及び個数並びに使用添加物の名称及び用途を記載した書類
- (エ) 乳処理業又は特別牛乳搾取処理業の場合は、1日の乳処理予定数量並びに殺菌温度及び殺菌時間を記載した書類
- (オ) 清涼飲料水製造業、乳製品製造業、乳酸菌飲料製造業、アイスクリーム類製造業又はマーガリン製造業の場合は、製品の種類及び原料品目を記載した書類
- (カ) 水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (2) 新規（事業譲渡）の場合
- (1)のアからエまでに掲げる書類。ただし、営業設備の概要を記載した別紙及び(1)のアからウまでに掲げる書類のうち事業譲渡に伴い変更がないものについては、添える必要はありません。
- (3) 継続の場合
- 水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書

別記第7号様式注2中

「(1) 戸籍謄本」

を

「(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

◎高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則